

議案第 2 1 号

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のよう
に改正する。

平成 2 5 年 1 月 3 0 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定を整備する必要がある
ため、本案を提出するものであります。

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを削る。

第8条第2項を削る。

第12条第1項第2号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号資料

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備 考
<p>(延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度) 第4条 省略</p>	<p>(延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度) 第4条 省略</p> <p><u>2 前項に規定する延べ面積には、別表第2に特別の定めがある場合を除き、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として算入しない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分(共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)は、算入しない。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</u></p>	<p>建築基準法施行令の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p>
<p>(高さの最高限度又は最低限度) 第8条 省略</p>	<p>(高さの最高限度又は最低限度) 第8条 省略</p> <p><u>2 前項の建築物の高さの算定については、別表第2に特別の定めがある場合を除き、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、1.2メートル(法第55条第1項及び第2項、法第56条の2</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

(罰則)
第12条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) 省略
(2) 第7条第1項又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
(3) 省略
2 } 省略
3 }

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第4(ろ)欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、5メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出物その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(罰則)
第12条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) 省略
(2) 第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
(3) 省略
2 } 省略
3 }

規定の整備